

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 今後、条例に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除を行うことがないため、条例を廃止するものである。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例案

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年3月国立市条例第3号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により行われた職員の懲戒の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。